

高岡市DX推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 高岡市におけるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進を図るため、高岡市DX推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(意見を求める事項)

第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 高岡市におけるDXの推進に関すること。
- (2) その他、市長が意見を求める必要があると認める事項。

(組織)

第3条 推進会議は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、DXに関する専門的な知識を有する者又は市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置き、委員の互選により定めるものとする。

2 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 座長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市長政策部情報政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。